**柏市配食サービス費助成事業案内**

**１　事業内容**

　噛むことや飲み込むことが困難で、ミキサー食やムース食などの嚥下（えんげ）食による食事摂取が必要なかたが、市の指定をうけた事業者による嚥下食のお弁当配達を利用した場合に、その費用の一部（１食あたり５００円を超えた金額）を柏市が助成します。

**２　助成対象となる配食**

　嚥下やそしゃくが困難な方に対応した食事（ペースト食，ミキサー食，ムース食等）のうち，下記の区分において，いずれかに該当し，かつ柏市から指定を受けたものとします。なお食事は主食（おかゆ等）とおかずのセット，おかずのみ，主食のみのいずれかで，汁物は任意です。

(1) ユニバーサルデザインフード区分表（日本介護食品協議会）による区分３（舌でつぶせる）又は区分４（かまなくてよい）に相当するもの。

(2) 新しい介護食品（スマイルケア食）分類表（農林水産省）による黄Ｃ（舌でつぶせる食品），赤Ａ（ペースト状の食品），赤Ｂ（ムース状の食品）又は赤Ｃ（ゼリー状の食品）に相当するもの。

※区分表等の詳細につきましては，日本介護食品協議会または農林水産省のホームページをご参照ください。

**３　事業者指定基準**

以下の条件を全て満たす事業者とします。

(1) 調理を行うための施設及び設備を有し，調理から配達までの一連の業務を事業者の責任により実施できること。

(2) 上記(1)に係る営業を開始して６か月以上経過しており，常時配食を提供している実績があること。

(3) 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条の規定による許可を得ていること。

(4) 生産物賠償責任保険に加入していること。

(5) 週３日以上配達を実施できること（年末年始を除く）。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが代表者又は代表者に準じる地位に就任し，又は実質的経営に関与している法人などでないこと。

**４　指定申請**

電子申請フォームに必要事項の記載及び必要書類の添付を行うことにより申請してください。申請区分による必要添付書類は以下のとおりです。

　なお，「市様式」としているものは市オフィシャルウェブサイト上に掲載しておりますので，ダウンロードしてご利用ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 添付書類 | 様式 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 1 | 柏市債権者登録申出書 | 市様式 | ○ | △ | - |
| 2 | 誓約書 | 市様式 | ○ | - | ○ |
| 3 | 事業所概要 | 市様式 | ○ | - | - |
| 4 | 弁当写真 | 市様式 | ○ | △ | △ |
| 5 | 賠償責任保険証の写し | 証の写し | ○ | - | ○ |
| 6 | 食品営業許可証の写し | 証の写し | ○ | - | ○ |
| 7 | 直近１カ月の献立表 | 任意様式 | ○ | - | - |

※上表「△」は，内容に応じて必要となります。

　・債権者登録申出書…事業所名，所在地，代表者名，口座に変更がある場合に提出してください。

　・弁当写真　　　　…弁当内容の追加や写真の変更希望がある場合に提出してください。

**５　利用の流れ**

　(1) 市が申請のあった利用者に対し，決定通知とともに指定事業者の配食一覧と利用券を送付します。

　(2) 利用者は，配食一覧の中から希望する商品を選び，指定事業者に連絡をして助成対象者である旨を告げた上で直接契約を結びます。

　(3) 利用者は，対象となる配食を受け取った際に利用券を指定事業者に渡し，１食あたり５００円を支払います。

　(4) 指定事業者は，利用者より回収した利用券，実績報告書および請求書を市へ提出（郵送可）し，助成金を請求します。

　(5) 市は後日，指定口座へ助成金を振り込みます。

**６　請求時の注意事項**

　(1) 利用者から回収した利用券へ，事業者名，利用日，商品番号など必要事項が漏れなく記載されていること。

　(2) 実績報告書に記載の商品番号及び利用日，利用券枚数等に誤りがないこと。

　(3) 請求書に記載の請求金額に誤りがないこと。

　(4) 請求書一式（利用券，実績報告書及び請求書）は必ず利用月の翌月１０日までに１カ月分まとめて提出すること。

　(5) 利用券の左上部分に記載の 高齢者 ・ 障害者 の区分によって請求先を分ける（高齢者→高齢者支援課，障害者→障害福祉課が担当課）こととし，それぞれ請求書と実績報告書を作成すること。

**７　その他留意点**

　(1) 保健所等の監督官庁の指導を遵守し，衛生管理を徹底するとともに食中毒の防止に万全を期すること。

　(2) 事故防止に十分留意するとともに，何らかの事故が発生した場合は，適切な処置を行うとともに速やかに市へ報告すること。

　(3) 食中毒等による営業停止等の行政処分を受けた際は，速やかに市及び利用者へ報告すること。

　(4) 業務上知り得た秘密や個人情報を業務の目的以外に使用，又は外部に漏らさない等，情報を適切に管理すること。

　(5) 利用者の異常を発見した場合は，救急搬送の要請等，速やかに必要な措置を取るとともに，市へ報告すること。

　(6) 利用料金は適切に設定すること。特に，本事業の助成対象者とそれ以外の者との間で価格に差異を設けてはならない。

　(7) 必要に応じ，市による検食を受けること。なお，検食の料金は事業者の負担とする。

　(8) 利用者に関する記録及び利用者から受領した利用券について，利用が完結した日から２年間保存すること。

**８　問い合わせ先**

　　柏市高齢者支援課　介護サービス担当

　　〒２７７－８５０５　柏市柏五丁目１０番１号

　　電話０４－７１６７－１１３５（直通）